

答申第 885 号

諮問第 1574 号

件名：県教委の聞き取りに「悪いことは承知していたが指導に熱が入ってやってしまった」と話したということがわかるものの不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 県教委の聞き取りに、「悪いことは承知していたが指導に熱が入ってやってしまった」と話したということがわかるものが開示されないものである。

「県教委の聞き取り…」については、新聞報道で知った内容であり、県教育委員会事務局職員の聞き取り内容の一部と理解した。

- (イ) 処分庁事務局職員による事情聴取が行われたことは、明らかである。

本件事案において、請求人は、「話したことがわかるもの」ということであり、その前提は事情聴取の記録であることは、処分庁も、当然理解されているといえる。不明な場合は、開示請求後に、確認されるはずである。

- (ウ) 請求人は、事情聴取の記録について、これまでも処分庁には、別件でも、開示を求めてきたが、かたくなにも、開示しない姿勢をつらぬいている。

処分においては、処分庁として、事情聴取もしくは、聞き取りをなされてきている。

まさか、文書で、被処分者に、確認をしたとは、いわないと思うが、

万一そうであったら、それはそれで、開示されるものであり、作成又は取得していないということには、あたらない。

(エ) 処分庁は、今回処分について、事情聴取もしくは聞き取りをしたのかしなかったのか明確にし、もし、していないのなら、「作成又は取得していない」という開示しない理由になるといえるが、もし、そうでない、事情聴取、聞き取りをしている上で、作成又は取得していないということは、根拠規定にはあてはまらないということになる。

(オ) 処分審査（被処分者職員に対する）において、事件についての、事実確定は、報告書および、処分庁の事情聴取（聞き取り）の記録が、機能していることは、当然のことである。

この記録作成者からの説明は、文書をもとに口頭で行われたか、記録文書の配布によってなされていると思われる。

つまり、記録をなんと表現しようが、文書があったことは、想定できる。請求人は、この記録を開示してもらいたいと、求めているものである。

(カ) 仮に、被処分者、職員に対して、文書による問いあわせにしろ、聞き取りにせよ、これは、処分庁職員の職務行為であり、その内容は開示されるべき事である。

(キ) また、「非行」に関して、処分庁が処分前提での聞き取り、事情聴取の記録は、被処分者の法的対応においては、当然おおやけになるべきものである。処分庁、担当者の記憶のみの証言ですむものではないし、処分の公平性に欠けることになることはさげなければならないからである。

(ク) 今回、開示請求に対して、処分庁は、「作成していない、取得していない」ということでなく、文書を特定して、開示されるべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 「熱が入ってやってしまった」と話したということがわかるもの、ということについて、熱の・・・、部分だけでなく、その前後も含めて、内容の記載されたものを指すということである。話した全体の経過、内容の記載されたものを指すということである。

(イ) 「作成又は取得していないため」ということについて、処分に関して、当然作成されている文書である。処分庁等と、職員の間でのやり取りの前後を含め、一切の接触がないというなら作成取得していないということになる。そうでないなら作成取得していないということはあり得ないということである。

(ウ) 弁明書に「発言をしたことが分かる文書・・・推察」とあるが、発言部分があるないということではなく、その前後を含めて、求めているものである。

請求者の、表現をあえて曲解されているのではないかといえる。

「熱が入って」ということが、記録としては残っていないから、文書が存在しないという言い方なら、行政として許されないことである。

仮にそのようなことに基づいて、「知る権利」を保障するとするなら、その前後の流れのわかる文書を示すべきである。熱が…という言葉はないことを示して、「知る権利」に応えるべきである。加害教員がどのように答えたかを明らかにすることが開示請求者の請求に応じるということである。

弁明書に、「集約し」とある。集約されたものも含めて校長が聞き取ったということであるから、聞き取った内容等が今回の請求に関するものであることは明らかである。その報告書等開示されるべきである。

- (エ) 弁明書に、「当該教職員に聞き取りを行うこととしている」とある。非違行為報告書をもとに聞き取りをしていることは、当然のことである。その聞き取りをした中に、「本件発言をしたことが分かる記載はなかった」とあるが、まずはその文書を示してもらわなければ、判断ができない。処分庁にはその部分を示す義務がある。開示しないとした説明責任を果たすということである。その説明責任を果たすことなく、不開示することは不当、違法である。

- (オ) しかしながら、今回処分庁において、ないということで確認されたものは、行政判断に使用されたということが明らかになっている。

判断のために利用、使用された文書は当然、組織的に用いるものであるということにもなり公文書であるということが明らかである。文書名等を明らかにして、当然公開等されるべきである。

- (カ) 処分庁が、かたくなに聞き取り文書、記録を公文書でないという、困った主張をするから、知る権利を侵す結果になる。

弁明書に、「口頭で聞いた…応答した」とあるが、その回答者の手元資料が、すでに公文書であることは明らかである。

- (キ) 審査請求書で、審査請求の理由を記載している。しかしながら弁明書には、審査請求の理由に対しての、釈明、もしくは弁明がなされているとはいえない。

処分庁は、開示しない場合は、不開示理由については、具体的に説明等をする責任があることは明らかである。もし具体的な説明もなく不開示にすることは、違法である。

- (ク) もし、処分庁の具体的な説明等ない場合は、審査請求人の請求は、全面的に認められることになる、ということである。

- (ケ) 今回、新聞の社説を念のために引用して主張を加える。

a 行政機関の意思決定のプロセスを後に国民が検証できるようにする意義がある。処分において、聞き取り等の文書は、すべて、検証

においては必要であるということである。

b 現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする。誰もが将来検証できるようになっているということである。

(c) 現在、検証に耐える状態にあるかどうかということを考えた時、今回の不開示対応は、検証すらできない対応であるといわざるを得ない。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

豊橋の件というのは、相当数報道されているので、皆さんも御存じかと思うが、私は暴行事件だと思うが、これだけの体罰事件というのは、今までの例でいうと珍しい事例だと思っている。だから、この事件というのは相当問題が大きいと、根が深いと、いろいろな言い方ができる事件だと思って、重大な関心を持っている。

その中で、新聞報道で、確か「熱が入って」というような報道があったと記憶している。これだけの大きな事件でいまだに、加害者教諭が言い訳的なことを言っているということが、私としては容認できない。問題は、この教諭にあるわけだから、それを、この間教えただろう、まだ分からんのかという意味で相手を突き飛ばしたというようなことがあったということを聞くと、いまだに言い訳が書かれているのを読むと、これは根が深いと。本人をどうこうは思わないが、そういうことを書くその内容自体にも、組織がまだこの問題を大きな問題と捉えていないなと思っている。だから、そこで報告される言葉一つ一つに注目をして、「熱が入って」ということはどういう過程で出たのか、それは何らかの記録があるだろうと思って請求をした。確かに、言っている言葉と報道された言葉で、どこかで解釈の違いがあって、こういうふうに報道されたかもしれないし、本当はそのとおり言っていたのかもしれない。しかし、それはまだきちんとした文書で確認したわけではなかったもので、私としては実際にそれを見たかったので請求をした。

処分する立場では、全ての関係する報道も含めて集約した上で、それを本人に事情聴取をして確認してその記録が作られるのは、正式な行政処分の手続ではないかと、私は思っている。しかし行政サイドとしては、特に県教育委員会は、事情聴取の記録を一切出さないというのが、現在までの対応である。

しかしながら、メモも処分の段階で使われたら、これは公文書として同じ扱いということをして、確か裁判の判決でそういうことがあったと記憶している。だから、メモと言って現在県教育委員会は出そうとしない文書を、そろそろメモではなくて事情聴取録として公開されてよいのではないかと思っている。

今回も、実際に「熱が入って」という項目の文書はなかったとしても、仮に言っていないのならその記録・メモ、言っていないということを証

明する記録はあるだろうから、それを出してもらえばいいと考えている。言っていると言っていないでもそういう記録があれば、その記録の中では言っていない、メモの中では言っていないという回答があればいいと思っているが、あえてそれに触れないために不存在としていることに関しては、問題があると思っている。

それから、もし事情聴取録がなかったとしても、加害者本人の弁明書及び反省文、それから担当した学校長の弁明書、文書等があれば、それなりに近いものが記載された文書があるのではないかと考えている。それらについてもあまり触れられていないので、あえて私が具体的に、「悪いことは承知していた」というところとか、「熱が入って」と書いたところだけを捉えて、そんな具体的なことを書いたものはないというふうに言っているのかもしれない。私としては、なぜそういう言葉をあえて書いたかという、ここまで言い訳がましいことを公然と公表されているのだから、それについての何らかの判断や聞き取りがされてもよかったのではないかと。その上で、これは反省していないということで、処分の段階で、「あなたはこんなこと言っている以上は、まだ自分が悪かったと思っていない、だめですよ」ということになるのではないかと考えたので、あえてそういう請求をした。

それから、私はこの事件については、まだ終わってないと思っている。これだけの大きな事件だったのに、私の請求したような内容について明らかにされていないことに関して、きちんと検証がされずに幕引きされてしまったような気がするので、今回の件の事情聴取録的なものが公表されることを期待している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求対象文書は、請求書に記載の新聞記事の日付及び当該新聞記事の内容から、平成30年2月9日に県教育委員会において記者発表を行った懲戒処分のうち、体罰で停職6月の処分を受けた豊橋市立小学校の教員（以下「加害教員」という。）に関する非違行為について、加害教員が「悪いことは承知していたが指導に熱が入ってやってしまった」という発言（以下「本件発言」という。）をしたことが分かる文書であると推察された。

よって、本件請求対象文書は、加害教員が本件発言をしたことが分かる文書で、県教育委員会が作成又は取得したものであると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 市町村立学校の教職員の非違行為があった場合、まず、非違行為に関する速報が作成され、市町村教育委員会を経由して県教育委員会に提出

される。次に、当該非違行為の事実確認のため、非違行為を行ったとされる教職員に対して当該市町村立学校の校長が聞き取りを行うこととしている。その後、聞き取った内容を含め、必要な情報を集約し、当該非違行為への処分等の検討に必要な事実内容、経緯等が網羅的かつ最終的なものとして記載された非違行為報告書が、市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ提出されることになる。

その後、その非違行為報告書を基に、処分量定等を検討するため、県教育委員会の担当者が当該教職員に聞き取りを行うこととしている。

そこで、本件非違行為に関する速報、非違行為報告書及びその添付書類である加害教員の申立書、校長の意見書等の内容を確認したが、それらの書類には、加害教員が本件発言をしたことが分かる記載はなかった。

また、県教育委員会の担当者が聞き取った内容については、処分量定等を検討するための備忘録として個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくことはあり得るが、そのメモはあくまで担当者の個人的便宜のために作成されたものであり、当該メモそのものを組織的に用いるものとして管理することはない。

イ 本件開示請求は、前記(1)の新聞記事を基に開示請求をしたものであると思われるが、当該新聞記事は、平成30年2月9日に本件非違行為の懲戒処分について記者発表を行った際に、県教育委員会の職員が報道機関の取材に応答した内容が掲載されたものである。

職員が記者発表時に取材に応答する内容は、必ずしも行政文書に記載のあるものに限られるものではない。本件についても、取材に対応した職員が、加害教員に対して聞き取りを行った県教育委員会の担当者から事案の内容を確認した際に口頭で聞いた本件発言の内容を応答したものである。よって、本件発言を記載した行政文書は存在しない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、県教育委員会の聞き取りに対し

て加害教員が本件発言をしたことが分かる文書と解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件開示請求は、本件体罰事案について加害教員の発言した内容に関するものである。実施機関が前記 3(2) アにおいて説明する非違行為があった場合の手続の流れを踏まえると、加害教員の発言した内容は、非違行為報告書を始めとする加害教員の処分等の検討に係る文書に記載されていると解されることから、当審査会において実施機関から提出された本件体罰事案に係る非違行為に関する速報、非違行為報告書及びその添付書類である加害教員の申立書、校長の意見書等（以下「本件非違行為報告書等」という。）を見分したところ、それらの文書には、加害教員の発言した内容は記載されていたものの、当該発言した内容の中に本件発言に係る記載は認められなかった。

イ また、実施機関によれば、非違行為報告書を基に、県教育委員会の担当者が加害教員に聞き取りを行っており、新聞に掲載された本件発言は、取材に対応した職員が、当該聞き取りを行った県教育委員会の担当者から事案の内容を確認した際に口頭で聞いた本件発言の内容を応答したもののことである。当審査会において実施機関に確認したところ、本件発言は県教育委員会の聞き取りの際になされたものであるが、聞き取りを行った担当者は備忘録として個人的にメモを作成していたものの、必要な情報は最終的に非違行為報告書に集約されることから、その時点で不要となり、廃棄されているとのことである。なお、本件発言は、処分等の検討に必要な情報ではないと判断したことから、本件体罰事案に係る非違行為報告書には記載されていないとのことである。

加害職員の処分に際しては、最終的に処分に必要な情報が集約された本件非違行為報告書等に基づき処分を検討していると解されることから、本件非違行為報告書等以外に聞き取りの際の発言が記録された文書が存在しないとしても、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。

ウ また、実施機関によれば、職員が記者発表時に取材に応答する内容は、必ずしも行政文書に記載のあるものに限られるものではないとのことである。そして、当審査会において実施機関に確認したところ、今回の記者発表の場には聞き取りを行った県教育委員会の担当者も同席していたため、その場で当該担当者が記憶していた本件発言の内容を確認した上で取材に応答したもので、文書に記載された内容を応答したものではないとのことである。

エ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否に

については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

1. 豊橋の教諭 体罰 14 件 (2018. 2. 10 新聞記事) に関して、わかるもの一切

④ 県教委の聞き取りに、「悪いことは承知していたが指導に熱が入ってやってしまった」と話したということがわかるもの

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 8. 16	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 9. 3	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 11. 27 (第 561 回審査会)	審査請求人の意見陳述
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 12. 26 (第 564 回審査会)	審議
31. 1. 22	答申